

2025年度（令和7年度）大分支部の収支決算（暫定版）

■ 収 入 (百万円)

	収 入					計
	保険料収入		その他収入			
	一般分		債権回収 以外	債権回収		
全 国 計	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501	11,101,881
44 大 分	99,538	99,525	438	279	159	99,976

■ 支 出 (百万円)

	支 出																計
	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他支出	令和5年度の 収支差の精 算	令和5年度のインセンティブ				
	医療給付費(国庫補助を除く)			年齢調整額	所得調整額									加算額	減算額		
	(A)-(B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B) 令和4年度の 協会手当分 (B1)													波及増分 (B2)	
全国計	5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲10,351	10,422,374
44 大分	54,104	61,310	61,310			▲1,964	▲5,242	5,049	32,090	1,724	742	468	212	▲461	93	▲553	93,928

■ 収支差 (百万円)

	実収支差 (①)	按分収支差 (②) = 全国計収支差 × (大分支部総報酬/全国 総報酬)	地域差分 (③) = ①-②
全 国 計	679,508	-	-
大 分	6,048	5,969	79

<地域差分の精算について>

- ・全国計の収支差に大分支部総報酬按分率を乗じて、大分支部の按分収支差を算出する。(②)
- ・地域差分の収支差(③)は、2年後(令和9年度)の保険料率算定時に精算されることとなる。
- ・地域差分における収支差がプラスであればその分が令和9年度の収入に加算されるため料率を下げる要因となる。逆にマイナスであれば支出に加算されるため料率を上げる要因となる。
- ・大分支部は、約7,900万円のプラスであったので、令和7年度の総報酬額実績で地域差分を保険料率換算した場合(※)、0.01%保険料率がマイナスになることが予測される。
(※本来は、令和9年度の総報酬額の見込みで算定するため、参考値となる)

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。